

# 環境美化にご協力を

●問い合わせ 環境業務課

(☎) 47-11096 (FAX) 40-1335

ごみを適正に処理せず、定められた場所以外に捨てることを「不法投棄」といいます。ペットボトルや空き缶、弁当の容器など、道路わきや草むらの中によく見受けられます。

不法投棄は、法律で禁止されているれっきとした犯罪行為です。また、景観や自然環境を悪化させ、周辺住民にも迷惑をかけます。

市では、回収作業とともに、関係団体等と連携して



▶山中での不法投棄現場

監視パトロールの強化や啓発活動を通して未然防止に努めています。

なお、私有地に捨てられた不法投棄物は、土地の所有者・管理者が自ら処理する必要があります。

柵を設けるなどして、不法投棄をされないように土地管理をしてください。

あなたが捨てたごみを片付けている誰かがいることを、忘れないでください。



まちをきれいにするために、多くの町会・企業・学校・団体等の皆さんが、ボランティアでごみ拾いなど、環境美化活動を行っています。

## 「布類」の自宅保管にご協力を！

コロナ禍で、布類の国内流通が滞っています。昨年から自宅での保管をお願いしていますが、引き続きご協力をお願いします。

保管が難しい場合は布類の回収日に、各家庭1袋程度出してください。多く出したい方は、松本市リサイクルセンター（島内9833-2）へ持ち込んでください。

# 6月は現況届の提出を

●問い合わせ こども福祉課

(東庁舎1階) ☎ 33-9855 (FAX) 36-9119

## 現況届の提出が必要です

児童の養育状況を確認するため、毎年6月に現況届の提出が必要です。

令和3年5月末現在受給者の方には、6月上旬に現況届を郵送します。今年度の受給資格を確認する大切な手続きですので、6月末までに、こども福祉課または支所・出張所へ提出してください。

なお、6月1日以降に転出する方も提出してください。提出されないと手当の支給が一時保留となります。

## 所得制限があります

所得制限限度額以上の場合には、特例給付として支給対象児童一人につき、一律月額5000円を支給します。

## 6月期分を支給

対象の方に、児童手当6月期分（2～5月分）を6月15日(火)に振り込みます。受給者（養育者）名義の口座をご確認ください。

児童手当	
0歳から3歳未満	一律で児童1人につき1万5,000円
3歳から小学生	第1子・第2子 1万円
	第3子以降 1万5,000円
中学生	一律で児童1人につき1万円
所得制限	所得制限の限度額以上の受給者の方は、一律で児童1人につき5,000円
支給期 (該当月)	令和3年6月期(2～5月分)
	令和3年10月期(6～9月分)
	令和4年2月期(10月～1月分)

